

# 規範サークルと行為主体性

— 制度変容分析における「創発的因果効力」アプローチ —

長谷部 弘 道

## 1. はじめに

1990年代中頃より、新制度学派社会学に基づく経営組織論の分野では、制度的企業家というテーマが提唱され、「制度に埋め込まれた企業家」による「既存の慣行や制度それ自体の内生的変化」をとりあつかった研究が数多くみられるようになった<sup>1)</sup>。

これらの議論においては、「制度」とその変革主体たる企業家の関係をどのように理論的に説明するのかについて、様々な議論が重ねられてきた。これらの議論の端緒となったDiMaggio & Powell (1983) は、組織がその正当性を確保しようとするなかで同型化していく要因として、特に制度による影響を指摘した。制度の捉え方は論者によって異なるが、Scott (2001) はこれを、経済学に見られる「規制的」アプローチ、旧制度派組織論の「規範的」アプローチ、新制度派組織論の「認知的」アプローチとして分類し、「社会的な振る舞いを説明する」三つの支柱、としている。

あるいは、Fligstein (1997, 2001) の一連の研究では、制度を通説的な理解に基づいて「同質化した組織群」として置き、企業家の位置付けについては、そうした制度の外部から新規性を生み出す主体と捉えた。その際、企業家には、制度の変容のために他者を協働へと導く社会的スキル、言い換えれば制度に埋め込まれた人々がその文化を再生産する能力が求められるという。

ただ、このような説明の仕方には、既存の制度に埋め込まれた企業家がどのように新結合を見出す力をもちうるのかが説明できないという批判もある<sup>2)</sup>。

こうした議論に対し、近年ではMaguire (2007) にみられるように、制度をより積極的に、企業家が慣行レベルにおいて様々な変化を生み出すための源泉として捉え直す研究が見られる。桑田 (2017) はこうした制度観を、「それが価値あるものとして実践において参照されることを通じてのみ、存在」し、「制度を維持しようとする実践も、制度を変えるような実践も、基本的に制度を参照する点では変わりはない」ものとして捉えている。

このように、既存研究では「制度」の概念それ自体に様々な定義が乱立し、必ずしも十分なコンセンサスが得られたわけではなかった。また、そうした制度とともに重視される企業家の行為主体性がいかなるものなのかについても、十分な説明はなされてこなかった。人々がいかにして制度的企業という行為を可能にしているのか、さらにいえば様々な制度の同型化圧力にさらされている人々が、いかにして制度に変更を加える行為をなし得るのか。残念ながらこの問題は、ブラックボックスとして取り扱われたまま議論されているとの指摘もある<sup>3)</sup>。

このように、制度と行為主体をめぐる関係をめぐる研究の文脈をたどると、行為主体性をどのように説明するのかについては、検討の余地が残されていることがわかる。特に、様々な制度に「埋め込まれた」主体が、いかにして制度に変更を加える行為をなしているのか。「埋め込まれたエージェンシーのパラドックス」として長年議論されてきたこの議論に関連して、本稿では制度変容とそれに与する行為主体の行為主体性agencyという概念について、関連する理論研究から考察を行う。特に、創発emergenceという観点から社会構造を分析する「創発的因果効力論」における行為主体性の説明枠組みに着目し、制度変容における「行為主体性」の影響力について、改めて考えてみたい。創発というタームは、1990年代に主として経済学を中心に流行した「複雑系」の議論のなかで、どちらかというところポジティブな結果をもたらす概念として捉えられてきた印象があるが、本稿では必ずしもそういった側

面だけではない側面をも有することを示すこととする。

## 2. 社会理論における行為主体性

「行為主体性 Agency」の概念は、実に多様な領域の研究者たちによって多様に定義されているが、ここではさしあたりそれらの議論の総括としての位置付けにある Giddens (1979) の社会学理論研究における定義を紹介しておく。彼によればこの概念は、行為者が「行為の流れの再帰的監視を通して、社会的世界に因果的に介入していくプロセス」として説明される<sup>4)</sup>。ここに含意されるのは、人間の行為主体性は、ただ個人が各々、何の因果的影響力を受けることなく発現させるものではなく、個人が過去から継続する自身または他者の行為の連鎖の時間的展開の流れの中に、意識的であれ無意識的であれ、因果的な影響を受けつつ、そのうえで介入するときに発現するという理解である。行為者は、たとえば法律であるとか規範であるとか慣習であるとか、自身に因果的な影響を及ぼす要因の全てに対して常に客観的であるということはある得ない。時として無意識のうちに構造に規定され、単にそれらの再生産に加担することもある。一方で、自らの行為とその結果を自省的に観察することで、自らを取り巻く様々な構造を客観視することに成功し、そこで発見した問題を解決するべく行為主体性を発揮することもある。

では、行為主体は具体的にどのように行為主体性を発揮するのだろうか。もっといえば、そのために行為主体の側に、どのような要件や能力が必要なのだろうか。Emirbayer & Mische (1998) は、先行する社会科学のどの視角も、主体がいかに行為の時間的展開の文脈の中に介入したり、影響を与えたりするのかという点について分析が足りておらず、大胆な再概念化が必要であると指摘する。彼らによると、行為者は常に過去・未来、そして現在を同時に生きており、継続的に過去からのパターンやレパートリーと継続的に関わり、時間的に前向きな仮説的経路を計画し、状況に応じて調整している。この点では、彼らはギデنزと同様の前提に立っていると見えるのだ

が、彼らはこの理解に立脚しつつ、いち行為主体が構造や文脈を把握し、主体性を発揮するための理解のありよう、文脈を構造化するための柔軟性、独創性、批判的な反応の度合いは、その時々における行為主体の状況によって変わるのだと指摘する。行為者は、自省的観察のプロセスのなかで、自分自身の価値観や自分自身を変容させるような契機に遭遇した場合にのみ、実用的な問題を解決することができるのだが、それらは同じ行為者であっても、時間的、空間的、社会的状況によって様々に変化するのである。

このような、行為者の側の自省的観察をめぐる多様な能力の差異については、Giddensも全く無関心だったわけではない。実際彼は、行為者が自省的に自らの埋め込まれた状況を把握しようとする知識能力 *knowledgeability* について考察を行なっているが、これは彼が、行為主体が主体性を発揮する上での多様性について、知識能力という切り口で説明しようとしていたからにほかならない。Stones (2005) はこの論点をさらに発展させ、行為主体の側の主体性の発揮のありようを説明しようとした。その際、彼は行為者の知識能力を汎用的性向 *The General-Dispositional* と連接特定力 *Conjuncturally-Specific* という二つの構成要素から説明する。前者は、特定の時間的・空間的な状況のもとで行われる特定の実践で利用可能な「方法論」や「世界観」などを用いるスキル・性向のことで、人間の社会的行為の表層的な実践を可能とし、行為者を所与の外部構造に埋め込む要素でもある。例えば、我々はそれがたとえ完全無欠なものでなくとも、何かしらの成功体験に則った知識やフレームワークを再利用し、何の問題もなければさらに継続的に利用し続けようとする。後者は、このフレームワークを駆使して、行為者が社会的相互行為の特定状況に対応するために、具体的な知識を自省的・自覚的に獲得し、それを運用していく能力のことをいう。行為者はこの能力を駆使して、与えられた状況のもと、利用可能な知識を運用して社会的世界に介入・変革する。

さらにStonesは、こうした行為者内部での知識能力の駆使を説明する際に、「立場実践 *position practice*」という概念を導入する。行為者は予め埋め

込まれている社会的立場と、様々な他者との間に形成される時空間的なネットワーク状の関係上の行為からの制約を受け、その諸関係のなかで行為を実践するというのが、この概念の示唆するところである。Thrift (1996) は、行為者は立場実践に必要な知識を、意識的・無意識的にかかわらず、その立場に連なる他者とのネットワーク（「行為の地平 Action Horizon」）から獲得していると述べているように<sup>5)</sup>、主体的行為は、様々な他者由来の知識に依存しながら接続特定力を強め、駆使している。倉田 (2011) はこれらの議論を踏まえ、行為主体性を行為の地平の内側と外側に分けて次のようにまとめている。

（筆者注：行為の地平の外側では）『行為者がその条件を「抵抗しがたい因果的力」であると認知し、それを不承不承ながらも引き受けることによって、行為の意図せざる帰結は再生産されている。ただし行為の地平の内部においては、行為者には接続特定力を強めることで「抵抗しがたい因果的力」が自らを圧迫する状況に対抗する可能性が与えられている』<sup>6)</sup>。

なお、行為の地平の内部では、立場性によってアクターが発揮できる主体性の大きさに違いが生じる。Mouzellis (1991) は、マクロアクター macro-actor という概念を用いてこの点を指摘する。例えば行為者として、任意の会社の社長と一般従業員を想像してみよう。前者は後者に対して明らかに発揮する主体的行為の影響力の大きさに違いがある。それは単に社長と一般従業員というそれぞれの権限のみに依拠しているわけではなく、社長という立場に連なる「行為の地平 action horizon」上に存在する他者との関わりの中で得た知識にも依拠している。つまり、発揮できる主体的行為の影響力は、立場とそこに連なる他者によって規定されるのである。

以上みてきたように、Giddens の構造化理論を引き受けながら展開されて

きた行為主体性に関する議論から、主体が置かれた状況の中でいかなる時間的志向性をもつかによって、発揮される行為主体性は異なるのだという指摘や、行為主体のもつ知識能力への着目、あるいはそうした知識能力をいかに強化していくのかといった点が議論されてきた。これらの議論は、個々人が埋め込まれている「立場」に連なる様々な知識が、個々人の知識能力やその強化の可能性に関与しているということにも及んでいる。

しかしながら、内部の構造と外部の構造とは、同一のものなのか、はたまた別個のものなのか。別個のものなのであれば、それは構造を参照しているということができるのか。あるいは同一のものなのであれば、何故に内部と外部とを分けて議論を行うのか。Elder-Vass (2010) は、Giddensの構造化理論を発展的に考察してきたStonesの内部構造化理論について、行為者が「構造を参照する」際の構造が何を指すのかという点に曖昧さがあると指摘する。この指摘の意図するところは、物理的事象と社会的事象の差、存在論的な位相を明確にした上で議論を展開することにある。ただ、彼のこの主張の構図を理解するためには、彼が依拠する批判的实在論における因果効力の生成メカニズムの概念をおさえる必要がある。そこで次節では、この概念についてごく手短かに解説を行うこととしよう。

### 3. 実在とそのパーツ：批判的实在論による「主体性」への視座

Bhaskar (1975) が提唱する因果効力論は、社会構造を社会的实在物とその因果効力のセットとして説明する。社会構造は、社会的事象を構成する实在物<sup>7)</sup> というパーツ、さらにはそのパーツを構成するより小さなパーツ同士の、複合的な相互作用からなり、それによって構成された实在物が、それぞれのものでして独特の効力（因果効力）を持つとする。このような見方になつことで、規則や概念、象徴、社会構造といった類の社会的实在物を、物理的パーツである人間とその他のパーツとの因果効力とが生み出す、人々の相互関係のメカニズムとして説明できる。

例えば、人間という存在を肉体と精神の織りなす総体として考えてみるといい。人間は細胞からなる。細胞も無数の原子からなる。細胞は器官を構成し、器官は肉体を構成する。精神も脳細胞が複雑に織りなす相互作用の結果として生じる。無数の相互関係からなるこれらの構成物が、総体として人間を構成する。因果効力とはこのように、個々のパーツが相互に特定の関係で結ばれるときに、創発的な特性として現れる効力のことを指し、実在物としては、総体としてのみ存在する。人間が生体活動を維持するうえで必要不可欠な器官である心臓の因果効力は心臓独特のものとして創発し、それは単に心臓を構成する細胞一個一個の細胞の総和とは異なる。

Elder-Vass (2010) は、こうしたパーツとパーツの間の複合的な相互作用のプロセスを観察することによってこそ、因果効力の生成メカニズムの特定に近づくことができるとする、仮説的推論 (retroduction) の立場をとる。その方法は、(1) パーツのセット、ないしは集合として実在する存在物 (= 全体としての存在物)、(2) それらのパーツ自体がもつ効力、(3) それらのパーツ間の関係性の集合、そして (4) 全体としての存在物が発揮する因果効力、という4つの観点に基づき、全体として生じる複合的なプロセスを説明するというものである<sup>8)</sup>。

こうした視点から行為主体を説明すると、それは無数のパーツによって構成される物理的な肉体という実在を前提としつつ、神経細胞の相互作用が織りなす精神という実在がそこに影響して構成されるものとして理解できる。それは、Elder-Vassが「社会的実在物は、通常物理的実在物とは異なるが、社会的実在物のパーツが物理的実在物ではないというわけではなく、むしろそれらは(主に人間という)物理的実在である<sup>9)</sup>」と述べているとおりである。そしてその行為主体性は、その行為主体が多様な内外の因果効力を引き受けるなかで発揮するものとして説明が可能となるのである。つまり行為主体性とは、精神と肉体が織りなす複雑な相互作用の結果として創発する因果効力であるといえる<sup>10)</sup>。

忘れてはならないのは、こうした行為者の行為主体性は、彼(または彼

女) が社会関係のなかで影響を受ける無数の他者、無数の制度・規範、無数の組織由来の因果効力を引き受けているということである。我々人間は、自身の行動を決定する際に、自らの行為の自省的観察以外に、他者が我々をどのように捉えているかという外部からの視点も検討材料とする。あるいは、他者からの承認を前提として、規範や文化、美德等を自らの知識として記憶し、行為を実践していくという側面もある。

Elder-Vass (2010) に基づけば、これは知識能力という個人に内在した要素の問題ではなく、任意の人間が他の因果効力と関わる過程で構成された「効力」としかいいようがない。確かに彼の主張は、人間が構造や制度、他者の行為から独立して行為者たりうることはないという点については、Stones や Mouzelis、Thrift といった既存の発展型構造化理論と同様である。しかし、これらと大きく異なる点は、主体の内部と外部という区分についての考え方である。構造化理論では、主体の内部として想定されている意識や無意識、脳細胞の相互作用を前提として成立している精神の因果効力が、外部との関わりの中で存在論的に断絶しており、彼はこの点に異を唱える。記憶や知識に基づいた行為は、単に知識・記憶という精神領域の因果効力なのではなく、脳の神経細胞の働きを媒介して意思決定がなされ、それが肉体を通じて行為に結びついている。行為者はこの連鎖的な因果効力を引き受けながら、時間的な継起のなかに効力を発揮するべく参入していく存在なのである。

したがって、Elder-Vass の指摘を引き受けるならば、我々は行為主体性を論じる際に、行為主体に影響を与える、実に多様な因果効力を考察する必要がある。個々の主体の認知や意識を超えた暗黙の因果効力を無数に引き受けながら発揮される因果効力を考える必要があるのである。この一連の複合的な因果効力の説明のなかには、当然我々が社会生活を営む上で暗黙の前提として行為の要素に組み込んでいる規範や、あるいは組織内部における役割や権威関係といった、主体に影響を及ぼす多様な因果効力を説明に含めなければならない。そこで、以降の議論においては、これらの複合的な因果効力を引き受けながら構成される行為主体の行為主体性について、Elder-Vass



の議論に沿って考えていきたい。

## 4. 規範サークルとその組織

### 4-1. 規範サークルの定義

社会において人々が相互に行為する際、その行為は個々人の抱える信念や意向に依拠している。また、その際の信念や意向は、個々人が属する集団が共有する規範の影響を受けている。これは言い方を変えれば、「任意の社会グループを超えて相対的に定式化される実践のパターンに人々が従うという傾向」<sup>11)</sup>として言い表すことができよう。こうした人々の傾向をもたらす因果効力を生み出す集団を、Elder-Vassは「特定の規範について、それらを遵守・履行する人々のグループ」、すなわち「規範サークル」と呼んだ。

伝統的な社会学の用法としての規範は、それ自体が社会構造の一種の産物であり、行為者に対して規範的プレッシャーを生み出し、人々を従わせる傾向をもつ実在物であると説明されてきた。しかしこの規範サークル概念では、そうした規範自体が物理的実在のように一人歩きして、因果的に人間に影響するという説明をとらない。そうではなく、規範は生身の体をもつ人間によって形成される集団を介して、その限りにおいて因果効力をもつ実在物である、という見方をとる。

ここで重要なのは、実在物としての規範サークルは、単にサークル内の人々の相互行為を規定するだけではなく、サークル外の人々の行為に対しても因果的な効力を及ぼすという点である。例えば、「公共交通においてお年寄りや妊婦、障害をもつ人々に席を譲る」というミクロな規範の遵守・履行を内面化した少数者からなる規範サークルのメンバーは、自分からすれば規範を逸脱しているサークル外の人々に対して、注意したりそれとなく仄めかしたりといった実践を通じて、サークル外の他者の行為に向かって因果的な効力を及ぼし始める。このような実践の繰り返しによって「お年寄りや妊婦、障害をもつ人々に席を譲る」という規範が、サークルの外部にいた人々の

サークル内部へと取り込まれ、やがてその範囲を広げたローカルな自生的秩序として確立されるに至るのである。

#### 4-2. 規範サークルの境界

では、この規範サークルの内側と外側は、どのように境界線を引けばいいのだろうか。Elder-Vassはこの問題を考えるにあたって、三つの位相を設定している。まず、行為主体にとって直近の規範サークル (proximal norm circle)、その次の層に該当するのが想定規範サークル (imagined norm circle)、そして世間一般で自明視されているような実体的規範サークル (actual norm circle) である。

第一の「直近の規範サークル」は、例えば子どもがこの世に生み落とされてすぐ接触する保護者との間で遵守・履行される規範サークルで、アイデンティティの形成のうえで軸となるような規範サークルを指す。第二の「想定規範サークル」<sup>12)</sup> は、より広範囲の社会的広がりを持つ一般的な規範概念について、自らもその規範に従うことを期待されていると想定されるような人々の集まりのことを指す<sup>13)</sup>。そして「実体的規範サークル」は、例えば「お年寄りを大切にする」などといった、社会において多様な人々が共有していることが自明と見なされている規範サークルを指す。

個々人は、最初に規範に適応する際に因果的に影響するのは「直近の規範サークル」であり、より広範な社会に参入していく際には、「直近の規範サークル」の影響を引き受けながら、未知の規範を遵守し履行する規範サークルを想定する（「想定規範サークル」）。このように、「想定規範サークル」は、個人が、規範に従うことが遵守されているだろうと想定するとき、また、まさにその想定に個人が従うときに影響する。さらに、実際に個人が規範を遵守し履行するという行動をとる際に決定的に影響するのは、実体的規範サークルである。

これらの規範サークルでは、特定の社会において、多数の人々が大前提として行為するために、逸脱行動に対しては、明確な形で制裁が課されるか、

あるいは逸脱状態であることを仄めかされ、規範に従うよう承認・履行を求められることとなる。

また、個々人は、基本的に実態的規範サークルの位相においては、意図する・しないを問わず、多様な規範サークルに同時に属している。因果効力として最も重要な役割を果たすのは実体的規範サークルだが、それらが個人に影響するメカニズムを説明するうえでは、かかる規範が、その個人の直近の規範サークルと想定規範サークルとによって媒介されていることが重要となる。

個々人の側からそれを説明し直すなら、個々人は、規範を学ぶなかで、実際の規範サークルの影響を、彼（女）らにとって直近の規範サークルを介して受ける。そしてそれらを遵守し履行しようとするなかで、頭の中で描く想定規範サークルを介して、実際の規範サークルの影響にさらされることとなるのである。

このように、規範サークルの境界は、個々人がそれらの規範サークルについてどの程度の信念を持つのかによって、人それぞれで異なる。ある人にとっての「直近の規範サークル」が、別の人にとっては「想定規範サークル」であることだって十分にありうるし、その逆もまた然り、なのである。

## 5. 組織の因果効力 — 役割と権威関係 —

しかしながら、組織の因果効力を考える際には、我々は単に規範サークルとその位相にのみ着目するだけではすまない。人為的に詳細に設計された組織の諸特性に着目する必要がある。組織は、そこに含まれる役割をこなすための様々な物的設備と、それらを用いて役割を実践する個人とによって構成されており、行為者には、規範サークルの因果効力以外の人工的な因果効力が影響するからだ。

Elder-Vass (2010) は、組織の因果効力を説明するために、「アソシエーショングループ association group」と「相互行為のグループ Interacting

group」という概念を導入する<sup>14)</sup>。アソシエーショングループは、行為者が関わるグループが、たとえメンバーが入れ替わっても持続し続けるようなグループのことで、メンバーが内部の相互行為に積極的に関わる点が特徴である。一方、相互行為のグループは、例えば列に並ぶ人々のように、新たにその列に参入する人に「列に従って並ぶのだということを認識させる上での因果効力」を物理的に、かつ瞬時に持たせるような、一時的なグループのことである。

実際の組織は、メンバーが入れ替わっても継続していくという点、および内部で個々の構成員が積極的に関わっていくインセンティブが再生産されるという点ではアソシエーショングループの特徴と整合的だが、一方で組織はその構造上、役割上の相互行為が因果的に行為者に影響を与える側面もあり、この面では相互行為グループの特徴も有する。組織がもつこの二つの特徴は、役割と権威関係という概念によってさらに詳しく検討することができる。

役割とは、それを充てがわれた当事者が、そこに規定される詳細な仕事の中身に沿って行動することを促すものである。役割を担う当事者は、組織に編成されている限り、「役割のとおりに行動すべき」という自らの規範的な信念や性向の結果として、組織が指定した役割上の行為を実践する。

役割を設計し、実際に履行させるのは、主として経営者や監督者である。組織内における規範サークルの因果効力は、一つはこの役割を指定された通りに実践するべきだという役割当事者の信念に基づいて実践される。このとき、組織という上位レベルの实在が、その役割を担う当事者を介して、その役割に関連する多様な他者に対して組織としての因果効力を発揮している。

たとえば上司や経営者は、その立場に紐づいた役割とその実践を介して、部下や従業員に対して、組織の因果効力を発動する。これは役割をあてがわれた全ての行為者について該当する。また、個人が役割の当事者として組織の一部になると、組織内の他のメンバーとの関係の結果、行為の選択は制約される。組織がその形態を維持するために、役割を全うする役割の当事者と、それらがその役割の期待の範囲内で行動することとを必然的に要求するから

である。

ただ、組織は役割の当事者の役割に因果的に影響するが、あくまでそれは個々人の選択の余地を残す。なぜなら、組織の因果効力には、個人の因果効力や他の因果効力もまた、決定要因として働いているからである。また役割は、たとえその内容がいかに詳細だったとしても、常にその社会的地位の中で柔軟に行動する余地と機会とを提供するという柔軟性をもち、それは時として組織に対して強い影響をもたらすこともある。

このように組織は、役割の二つの側面、すなわち行動様式が詳細に規定され、他のそれとの間で調整されている側面（アソシエーショングループ的側面）と、それらでは予期しきれないような事態に柔軟に対処するために許容されているバッファの側面（相互行為的側面）とによって成り立っており、さらにそうした諸側面を柔軟に調整する役割が、経営者・管理者には設定されている。

この、経営者・管理者に設定された「柔軟な調整の役割」を理解するにあたっては、組織における権威関係を考慮に入れる必要がある。組織が因果効力を生み出すメカニズムは、規範サークルそのものというよりは、役割の専門化から生じる権威関係のメカニズムにあるからである。

組織内の特定の役割の当事者は、それらの役割の一部として、他の役割を果たす者よりもある面で権威を持つ。組織が複雑になると、役割の専門化が生じ、特定の役割に対して権威が付与されるからである。当然、組織内の権威が完全に役割の専門化のみから生じるわけではない。株主と経営者の関係のように権威を委託される場合もあれば、個人のレベルで文化資本や教育資本、社会資本を獲得し、その結果として権威を獲得する場合もある。ただ、組織において重要なのは、出所はどうであれ、特に組織内の役割を強く束ねうる、経営者・管理職の役割に付与された権威である。経営者・管理職は、組織内の他の役割をかなり詳細に調整することを、はじめから役割として設定されている。そして、彼らによって設計・調整された組織の階層構造では、上から下に対して（経営者から従業員、上司から部下へ）下降する組織の因

果効力が働くこととなる。個々の役割の当事者は、こうした因果効力を引き受けつつ、その役割を、規範サークルを介して実践し、組織の因果効力を発動することとなる。役割の実践は、「役割をきちんと果たそうという個々人の信念」に基づく規範サークルの創発特性である。また、組織の因果効力は、そうした規範サークルを媒介として実践される役割と、それらを効率的に発動させる権威関係との因果的影響を受けて創発する因果効力である

このように組織の因果効力は、経営者・監督者という役割当事者によって調整された相互作用メカニズム、および役割相互の権威関係をベースに作用していると説明できるのである。

## 6. 規範・制度の変容と組織

では、これらの議論をふまえて、冒頭で示した規範や制度の変容について、どのような説明が可能だろうか。Elder-Vassは、Archer (1995) の形態形成サイクルとBhaskar (1975) の社会的活動の変容モデルを用いて、社会構造の変化を理解するための枠組みを提供している。これらはともに、規範や制度といった構造の再生産あるいは変容の仕組みを、構造側と主体側の作用の循環として捉えている。構造の作用局面においては、個人は既存の社会構造によって因果的に影響を受ける。反対に主体の作用局面では、彼ら自身が行動し、関連する社会構造を再生産したり変革したりする。構造の作用局面で個々人は、規範サークル内外のメンバーに対して規範を遵守するように影響し、多くはできるだけ望ましいとされる規範的態度を取り続け、結果的にその規範的環境を再生産する。

ただ、この循環は外に対して開かれており、影響力を及ぼしうる他の要因<sup>15)</sup>が、常に介入する余地を残す。前の行為は後の行為を完全に決定するわけではなく、多面的な影響の一つとして影響力を持ちうるにすぎない。行為の前提となる個々人の信念ですら、規範的経験に徹底的に依拠しているわけではなく、個々人の多様な経験をふまえた「バランス感覚」に依拠してい

る。そしてこの外部への解放性が、再生産の循環を、制度や構造それ自体の変革へと置き換えることにもつながるというのが、この説明における重要な論点である。

例えば、任意の規範サークルに属するメンバーは、他のサークルにおける規範的信念を魅力的と思うこともあるだろうし、何らかの物理的な環境変化によって、特定の規範が今や不必要に思えてしまうこともありうるだろう。ひとたび規範サークル内の大多数のメンバーが既存の規範に対して評価を変えるような事態になれば、途端に既存の規範はそれまで違和感を感じていなかった人々にとっても、古びたものに感じられることにもなる。もちろん、既存の規範に拘るメンバーが個人的に規範支持行動を強めることで、変化に抵抗することも可能ではある。規範の最終的な変容可能性は、メンバー全体の信念のバランスに依存するのである。このように、個々人が持つこうした規範サークルの特性ゆえに、制度の変化を、制度再生産と同じ枠組みで説明することが可能となる。

次に組織についてだが、組織内の役割規範は基本的に経営者・監督者らによって統制され、その他のスタッフらとともに規範サークルを形成する。ただし、組織はそのメンバーが外部規範サークルのメンバーでもある以上、外部環境が組織メンバーにもたらす影響、ひいては組織全体にもたらす影響を、完全に排除することができない。

さらに組織は、役割の当事者と、役割の当事者の期待通りの業務遂行とが揃って初めてその形態を存続・維持できる。経営者・管理者は、役割の当事者が期待通りの役割を遂行できるかどうかについて、常にリスクを伴う。このため、彼らは、役割の当事者に訓練または懲戒を行使して業績管理し、時には人材自体を代替させることで、このリスクに対処しようとする。

よって、組織をラディカルに革新するような個々人の行為主体性は、その主体がどの役割の当事者であったとしても、こうした形態維持のための諸実践との因果効力の緊張関係のなかに置かれることとなる。資源動員の正統性が議論される背景には、こうした組織内の諸々の役割の当事者らによる、因

果効力の緊張関係があり、そこにおける経営者・管理者の役割には、そうした他の役割当事者の主体性を許容したり、リスクとして排除したりする組織上の因果効力を発動させる機能がビルトインされている。

したがって、組織内における制度変容を論ずる場合、関連する諸主体の、組織内における役割に基づいた因果効力、およびそれらの権威関係をつぶさに観察していくことで、制度変容にかかる諸主体の、因果効力としての行為主体性を初めて説明することが可能となるのである。

一方、組織内外に影響する可能性をもつ、よりマクロな制度変容に対する行為主体性についても、基本的にはこうした組織内の役割に基づいた因果効力をベースとして、関連する諸主体の因果効力がどのようなメカニズムによって発動されるのかをつぶさに観察していくことによって、初めて説明が可能となる。ただし、取り扱う制度が社会的に広範囲に影響力を持つ制度になればなるほど、その成立・変容には複数の組織や規範サークルの因果効力が交差し、その因果効力を引き受けた上で発揮される多数の個々人の因果効力としての行為主体性をみる必要がでてくる。

以上のような視角から制度変容に与する主体の行為主体性を見るならば、制度の不変性も革新可能性も、ともにそのような無数の個々人の、あるいはそれらが所属する無数の規範サークルの、さらには組織に所属する場合はその組織内の役割とそれに紐づく権威関係の因果効力を引き受けるなかで発揮される、「行為主体の因果効力」として説明することができる。

現代社会における個々人は、準拠するいくつかの組織はもちろんのこと、多様かつ不安定な規範的環境に対処するために、実に多面的に、他者から受け取った規範的シグナルの監視とその解釈を行っている。制度変容は、そのような現代人の営為の所産として、彼らをその主体として十分に描きうる。ただしそれらの行為者の行為主体性の分析においては、彼らが、それぞれ属する多様な規範サークルごとに、如何なる因果効力を引き受けて行為を選択しているかが、重要な観察事項となるのである。



## 7. 要約とインプリケーション

以上、本稿ではElder-Vass (2010) の創発的因果効力理論の視点から、制度と行為主体性の説明を参照し、未だ議論の余地の多く残された、制度変容と行為主体性の関係を検討することを課題としてきた。Elder-Vassが指摘するように、創発的因果効力論は、制度変容の説明だけではなく、制度の安定性の説明とも適格的である。個々人の行動は多面的に決定され、制度は様々な因果的要因の一つとして個々人の行動の決定に影響しうるだけで、そのことが結果的には制度的変化をも許容する仕組みになっている、というのがこの変容をめぐる説明の要であろう。

Giddens以降の構造化理論の批判的検討では、行為主体性に関して、主体の知識能力の可能性と限界が指摘された。行為主体のもつ知識能力は構造・制度変更の可能性を確かに有するが、しかしその際彼らが援用する「立場に紐づいた知識」は、必ずしも成功を導くとは限らない。

Elder-Vassの創発的因果効力論に基づく行為主体性も、結論からすれば、やはり個々人の行為主体性の限界を示唆する。個々の行為者の行動は規範サークルや組織（特にその役割や権威関係）の因果効力を引き受けつつ発現するわけで、それらの影響から完全に自由になることなどないからである。彼らがそうした因果的影響力を引き受ける中で得る知識は、その質はもちろんのこと、読み取り方も含めて、必ずしも成功を導かないばかりか、むしろ失敗をもたらすリスクにもなりうる。

しかし我々は、そうした知識や因果的影響力の発現を、知識能力という内在的な要因から説明するのではなく、行為主体とそれを取り巻く状況がもたらす包括的な因果効力として説明することによって、『制度に「埋め込まれた」主体が、いかにして制度に変更を加える行為をなすうのか』という冒頭の問いに対する解答案を提示することが可能となる。もはや、「任意の主体の戦略的行為の帰結として制度変容が実現した」といった行為主体の主体性を一枚岩に捉える説明は、制度変容のダイナミズムの説明としては不完全

であることは明らかである。一方で、多様な行為主体の相互作用による説明は、説明の焦点をぼやかし、諸主体の行為主体性を過小に見積もるか、あるいは過剰に評価するという危険がある。こうした陥穽を回避するためには、本稿で取り扱ったElder-Vassの議論は大いに参考となろう<sup>16)</sup>。

ある特定の主体が制度変容に主体的に関わる場合、まずその主体自身が因果効力の発現主体であり、すでにそこには主体が所属する規範サークル、あるいは組織における役割・権威関係など、多様な因果効力が引き受けられている（経営者・管理者であったとしてもそれは同様である）。そのような主体が制度変容に関わる場合、変容を企図する制度について、まずその主体自身が限られた知識の中でその制度を疑うという契機がなければならない。これは、戦略的な知識能力の帰結といってもいいが、偶発的な要素のほうが大きく、なおかつそのような契機がもたらされる因果効力も無数に想定されるために、慎重に検討がなされなければならない。

さらに、仮に制度に疑問を持ち、制度変容を企図したとしても、その制度変容プランのために用意した戦略や知識が正しいかどうかの確証はどこにもない。そのようななかでその主体は、既存の制度に影響を受けた、あるいはそれらの制度を支持する規範サークル内のメンバーの多数の信念のバランスを、制度変革支持へと変更するべく邁進することとなる。主体はそれ自身が無数のパーツによって構成される。そのような主体が、限られた知識と多様な規範サークルの因果効力の影響を引き受けるなかで制度に変容をもたらさるのであれば、それは制度変容に対して主体が発揮した、因果効力としての行為主体性であるということになるのである。

以上の記述からも明らかのように、制度に埋め込まれた主体が制度変容の主体となることは十分にありうる。本稿の課題を研究プログラムとして取り扱ううえで我々に求められることは、制度に埋め込まれた主体の「可能性」と「限界」をめぐる記述への誠実さであろう。いかなる因果効力がその主体に働いたか、加えてその因果効力を引き受けつつ、いかにその主体が制度変容に関与したかを、失敗や知識の運用の限界、関係する多様な他者やその行

動といった点も含めて詳細に観察することが求められる。このことこそが、制度変容と行為主体の関係性を考えるなかで我々が得るインプリケーションであり、一連の制度的企業家論に対する一つの重要な指摘であるということができよう。

### 参考文献

- Archer, M. (1995) *Realist social theory: the morphogenetic approach*, Cambridge University Press.
- Bhaskar, R (1975) *A Realist Theory of Science*. Leeds: Leeds Books.
- DiMaggio, P. J. and Powell, W. W. (1983) "The iron cage revisited: Institutional isomorphism and collective rationality in organizational fields" *American Sociological Review*, 48 (2), pp147-160.
- Elder-Vass, D. (2010) "The Causal Power of Social Structures" Cambridge press.
- Elder-Vass, D. (2012) "The Reality of Social Constructivism" Cambridge press.
- Emirbayer, M. and Mische, A. (1998) "What Is Agency?" *American Journal of Sociology*, Vol.103, No.4, The University of Chicago Press.
- Giddens, A. (1979) *Central Problems in Social Theory; Action, Structure, And Contradiction in Social Analysis* Palgrave Macmillan.
- Granovetter, M.(1985) "Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness"; *American Journal of Sociology*, Vol.91, No.3, November 1985, pp 481-510.
- Fligstein, N. (1997) "Social Skill and Institutional Theory," *American Behavioral Scientist*, Vol.40, No.4, pp.397-405.
- Fligstein, N. (2001) "Social Skill and the Theory of Fields," *Sociological Theory*, Vol.19, No.2, pp.147-160.
- Fleetwood, S. (1995) *Hayek's Political Economy: The Socio-Economic Order*, Routledge. (佐々木憲介・西部忠・原伸子訳 (2006)『ハイエクのポリティカルエコノミー：秩序の社会経済学』法政大学出版会)
- 倉田良樹 (2011)「構造化理論から知識の社会学へ (2)」『一橋社会科学』第三巻,pp.1-24.
- 桑田耕太郎 (2015)「制度的企業研究と経営学」『経営と制度』第13号pp1-24.首都大学東京.
- Maguire,S. (2007) "Institutional Entrepreneurship," in Stewert R. Cregg and James R. Bailey (eds.), *International Encyclopedia of Organization Studies*, Sage

Publications, pp.674-678.

松嶋登・高橋勅徳 (2009)「制度的企業家というリサーチ・プログラム」『組織科学』第43巻第1号, 43-52頁.

Mouzelis, N. (1991) *Back to Sociological Theory: The Construction of Social Orders*. London: Macmillan.

Mutch, A. (2007) "Reflexivity and the Institutional Entrepreneur: A Historical Exploration," *Organization Studies*, Vol.28, No.7, pp.1123-1140.

Stones, R. (2005) *Structuration theory*, New York: Palgrave Macmillan.

Thrift, N. (1996) *Spatial Formation*, London: Sage.

高橋勅徳 (2007)「起業家研究における制度的アプローチ — 埋め込みアプローチと制度的企業アプローチの展開 —」『彦根論叢』第365号, pp53-69. 滋賀大学.

- 
- 1) 松嶋・高橋, 2009
  - 2) Mutch, 2007, 松嶋・高橋, 2009
  - 3) 高橋, 2007
  - 4) Giddens, 1979
  - 5) Thrift, 1996, p54
  - 6) 倉田, 2011, p19
  - 7) 「実在物 (entity)」とは、Fleetwood (1995) の定義に基づけば、次の三つに分類される。第一に、人間の想念には依存しない物理的実在物。つまり、主体による認識や解釈から完全に独立した実在を指す。第二に、人間の想念にも依存するような人工物。例えば「貨幣やロザリオ」、仏像などのように、「厳然たる物理的なものでありながらも、同時に人間の想念にも依存する道具のような人工物」を指す。第三に、純粹に想念に依存する非物理的存在物である。これは、法律や社会ルールなどのように社会構成員全体の同定を得ているものや、神や妖精、妖怪、階級や社会構造などのように、客観的に実在するとは言えないまでも「それを信じる者もある」程度には知られているものを指す。第二、第三の分類で扱われる実在物は、人間が生物体として行う活動のなかでのみ実在する実在物であるといえる。
  - 8) Elder-Vass, 2010, p193
  - 9) Elder-Vass, 2012, p20
  - 10) Elder-Vass, 2010, pp87-114
  - 11) Elder-Vass, 2012, p22
  - 12) こうした行為主体に内面化していく規範を、Giddensは「実践的意識」、Bourdieu

## 規範サークルと行為主体性

は「ハビトゥス」と呼んだ。

- 13) 例えば、子どもがやがて成長し、学校や友人関係、教師などと接触するようになると、その子どもは「直近の規範サークル」において遵守・履行されてきた規範が、その枠内に留まらず、広く大人が共有する規範サークルの一部だと知ることになる。こうした社会のなかで日常生活を送るにつれ、その子どもはより広範囲の規範サークルの規範を学習していく。なお、ここでいう「想像の imagined」とは、「想定される」という意味であるが、そもそも個人の「想定」にははっきりとはしないものの範囲と限界とがあり、個々人の産み落とされた環境や、社会ネットワーク、社会的位置によって、それらは多様な構成パターンをもつ。
- 14) Elder-Vass (2010), pp147-149
- 15) 当然、そこには他の主体による因果的介入も含まれる。アクターネットワークセオリーはこの手の議論にとって有益であろう。
- 16) こうした危険性とその対処のあり方については、Elder-Vass (2012) で詳しく検討がなされている。